築城保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、築城保育所が説明すべき内容は, 次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	築上町
所 在 地	築上町大字椎田891-2
電話番号	0930-56-0300
代表者氏名	築上町長 新川久三

2 利用施設

施	設の種	類	保育所	
施	設の名	称	築城保育所	
施	設の所在	地	築上町大字築城1198-6	
連	絡	先	電話番号 0 9 3 0 - 5 2 - 0 2 3 3	
			FAX 0 9 3 0 - 5 2 - 0 2 3 3	
管	理	者	所長 矢嶋 抄織	
対	象 児	童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところに	
			より、保育を必要とする小学校就学前児童	
利	用 定	員	満3歳以上の児童 45人	
			満1歳以上満3歳未満の児童 24人	
			満1歳未満の児童 6人	
開	設 年 月	日	昭和26年12月25日	
事	業 所 番	号	4064751000037	

3 目的・運営方針

築城保育所(以下「当保育所」という。)は,以下の運営方針に基づき,保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当保育所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当保育所における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷地	敷地全体	2 1 4 4. 5 9 m ²
	園庭	1 3 2 1. 7 1 m²
園 舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	682.88m²

(2) 主な設備

		-
設備	部屋数	備 考
乳児室	0室	
ほふく室	1室	0・1歳児(満1・2歳児クラス)
保育室	5室	1歳児組(満2歳児クラス)、2歳児組(満3歳児クラス)、3歳児組(満4歳児クラス)、4歳児組(満5歳児クラス)、5歳児組(満6歳児クラス)について各1室
調理室	1室	
医務室	1室	
体育館	1棟	

5 職員の設置状況(令和6年4月1日の状況)

- 10000 1000 1			•	
職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	1 7	1 0	7	
栄養士	1	1	0	
調理員	3	1	2	

当保育所では、「築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日条例第14号。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間 (11 時間)			間(11	時間)	午前7時から午後6時まで	
延	長	保	育	時	間	午後6時から午後7時まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

月曜日	月曜日から土曜日の保育時間(8時間)			間 (8	時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延	長	保	育	時	間	朝:午前7時から午前8時30分まで
						夕:午後4時30分から午後7時まで

8 提供する保育等の内容

(1) 保育及び延長保育の提供

毎日の保育の流れ (例)

時間	0 · 1 · 2歳児	3 · 4 · 5歳児		延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始		
			,	
8:30	保育短時間保育開始	保育短時間保育開始		
9:30	おやつ	• 遊び(室内外)		
	遊び (室内外)・散歩	課題保育	Γ	
11:00	食事		保育短時間	11 14 24 1 4 1 4
11:30		食事	延長保育	の延長保育
12:00	お昼寝			
	(年齢によって前後します)			
12:30		お昼寝		
		(4・5歳児は7月~	~8月)	
14:30	目覚め	目覚め		
15:00	おやつ	おやつ		
15:30	順次降園	順次降園		
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了		
			•	
18:00	保育標準時間終了	保育標準時間終了		
19:00	閉園	閉園		

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、保育所近郊に季節を探しにお散歩に出かけます。

異年齢児とのふれあい保育や英会話教室、手話教室、お花教室・お茶教室、畑 やプランターでの野菜作りを行っています。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ,以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康診断

当保育所では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断 全園児 (年2回), 歯科検診 全園児 (年2回)

(5) その他

一時預かり保育

当保育所では、保護者が一時的就労や疾病、出産、育児からのリフレッシュ、あるいはその他の理由により、一時的に保育が困難になった児童の保育を実施し、保護者の心理的、肉体的負担を軽減することを目的として一時預かり保育を実施しています。

9 保育料等

保		育		料	保護者が居住する市町村が定める額(未満児)
延	長	保	育	料	30 分あたり 100 円 (但し、上限月額 2,000円)
その	他実	費に関	する;	料金	給食費(月額4,800円)但し3歳以上児のみ
					災害共済給付掛け金 250円
					月刊絵本代金(450 円~490 円)
					保育協会協力費 (1児童につき50円 保護者会費に
					含まれています)・制服・体操服・カラ―帽子代

当園にお支払いいただいた上記費用につきましては、領収書を交付いたします。

ただし、口座引落の場合は、希望者のみ領収書を交付いたします。

10 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (2) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科, 歯科

医療機関の名称	二見医院
医 院 長 名	二見 玄次郎
所 在 地	築上町大字築城661-1
電 話 番 号	0930-52-0002

(2) 歯科

医療機関の名称	有本歯科医院
医院長名	有本 利兵衛
所 在 地	築上町大字築城862-1
電 話 番 号	$0\ 9\ 3\ 0-5\ 2-0\ 0\ 6\ 3$

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署 110番	築城駅前交番 52-1110
消防署 119番	京築広域圏豊前消防署西部分署 53-1191

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	・窓口担当者	主任保育士 森 紗奈江
当園	・ご利用時間	$8:30\sim 17:00$
ご利用相談窓口	• 電話番号	0930-52-0233
	F A X	0930-52-0233
	担当者が不存	Eの場合は、当園職員までお申し出くださ
	い。	
第三者委員	末次 千春	電話番号 0930-52-0539
	末次 千春	
	松田 玲子	電話番号 0930-52-1546
L		

※ 当保育所では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	当保育所が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

<保育所近隣の広域避難場所、一時避難場所、避難所は次のとおりです。>

広域避難場所	コミュニティーセンターソピア・築城中学校
一時避難場所	築城小学校・築城支所
避難所	築城保育所園庭

15 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に数回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

当保育所では虐待に係る窓口を以下の通り設置しています。

	・担当者 主任保育士 森 紗奈江
	・責任者 所長 矢嶋 抄織
ご利用相談窓口	・ご利用時間 8:30~ 17:00
	・電話番号 0930-52-0233
	F A X 0 9 3 0 - 5 2 - 0 2 3 3

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当保育所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付 (独立行政法人 日本スポーツ振興センター)
保険の内容	保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病障害死亡)
	に対して医療費等の給付を行う
保険金額	災害の範囲による給付金額

※初診から治癒までの医療費総額(医療保険で言う 10 割分)が 5,000 円(請求点数 500 点)以上から対象となります。

※災害共済給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から2年間です。2年間を過ぎると請求できなくなります。

17 当保育所におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する
動、営利活動	宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当保育所における保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書 $1\sim17$ に基づき説明を行いました。

保育所名: 築上町立 築城保育所 説明者職名: 所長 矢嶋 抄織 私は、重要事項説明書 $1\sim1$ 7に基づいて築城保育所の利用に当たっての説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印

児童から見た続柄:

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的 のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する 予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う こと。

築城保育所 所長 矢嶋 抄織 様

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印

児童から見た続柄: